

番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について

1 番号制度の概要

根拠法令：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日公布 以下「番号法」と表記）

(1) 趣旨

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）

《社会保障・税・災害対策各分野における番号制度の導入効果》

ア より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。

イ 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。

ウ 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。

エ 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。

オ IT を活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。

カ 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービス（一人ひとりに適したお知らせの掲載）を行うことが可能となる。

(2) 仕組み

ア 付番

個人に①悉皆性（住民票を有する全員に付番）②唯一無二性（1人1番号で重複のないように付番）③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「**個人番号**」（マイナンバー）を付番

法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番

イ 情報連携

複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用

※連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化し、情報提供ネットワークシステムの利用を義務付け

ウ 本人確認

個人が①自分が自分であることを証明する、②自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

「個人番号カード」の交付：基本4情報と顔写真を記録

（住民基本台帳に記録されている者に対し、申請により交付）

(3) 個人番号の利用範囲

社 会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用、ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続 福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載、当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務、被災者台帳の作成に関する事務等に利用
その他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって、地方公共団体が条例で定める事務に利用		

(4) 安心・安全の確保

ア 制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督
- ③ 特定個人情報保護評価
- ④ 罰則の強化
- ⑤ マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)による情報提供等記録の確認

イ システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人を制限・管理
- ④ 通信の暗号化

(5) 地方公共団体の主な役割

ア 個人番号の指定・通知、個人番号カードの交付（法定受託事務）

イ 特定個人情報の利用、連携

ウ 特定個人情報保護への対応（特定個人情報保護評価の実施を含む）

※上記ア～ウの実施にあたっては、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう、番号法が規定する個人番号の保護措置に基づく管理が求められる。

2 番号法における定義

(1) 個人番号【第2条5項】

ア 住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために番号法の規定により指定されるもの（桁数は12桁を予定）。

イ 上記アと性質上対応する符号（＝下記(2)イ）

【参考：「法人番号」】

国税庁長官が、法人等（国の機関、地方公共団体、登記法人等）に対して指定（桁数は13桁を予定）し、官民間問わず様々な用途での利活用、ホームページ等での閲覧・検索が可能。

(2) 特定個人情報【第2条8項】

ア 個人番号をその内容に含む個人情報(*) <個人番号単体でも該当>

*: 地方公共団体の場合

個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するもの

⇒生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）

イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの

(3) 特定個人情報ファイル【第2条9項】

個人番号をその内容に含む個人情報ファイル(*) <紙ファイルも含む>

*: 地方公共団体の場合

個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するもの

⇒個人情報を含む情報が体系的に構成された集合物であって検索可能なもの

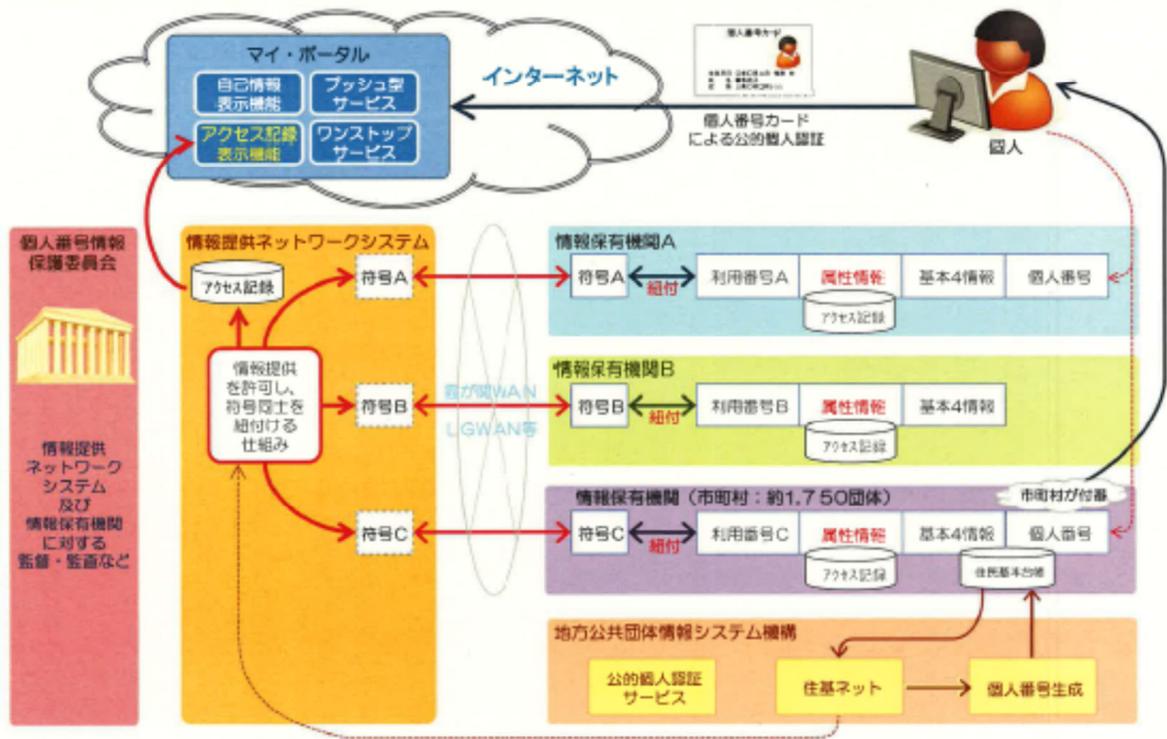
(4) 情報提供ネットワークシステム【第2条14項】

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人）及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法に規定する情報照会者及び情報提供者が正確・安全・迅速に情報授受を実現するための基盤として、これらに係る電子計算機を相互に、暗号その他その内容を容易に復元することができない電気通信回線で接続した総務大臣が設置・管理する電子情報処理組織（ITシステム）。

(5) 情報提供等記録【第23条】

情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録（アクセスログ）。同システムを介した特定個人情報の授受について逐一記録を取得し、本人は不正な情報授受が行われていないか、開示請求やマイ・ポータルを通して確認することができる。

【参考：番号制度における情報提供のイメージ】



3 条例改正の考え方

(1) 特別法としての番号法

特定個人情報とは、その内容に「個人番号」という強力な識別機能を含み、他の個人情報と比して高い要保護性を有することから、番号法は、一般法としての現行の個人情報保護法制（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、個人情報保護条例等）に対する特別法として位置づけられ、特定個人情報に厳格な保護措置を講じている。このように独自の新たな規制を行う場合や、一般法の対象外の者に対し規制を行う場合は、番号法において新たに条文を書き起こして規定しており、地方公共団体へも直接適用される。

(2) 番号法における読替規定

番号法では、国の一般法としての行政機関個人情報保護法や独立行政法人個人情報保護法に対する読替規定（番号法第29・30条）を定めている。一方、地方公共団体の一般法である個人情報保護条例に対しては画一的な読替規定を設けることができないため、個々の条例に番号法の適用が及ばないことから、神戸市個人情報保護条例(以下、「条例」と表記)についても、番号法との整合を図るために同法の読替規定の趣旨をふまえ、所要の改正を行う必要がある(番号法第31条)。

番号法第31条<要旨>（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

地方公共団体は、番号法、行政機関個人情報保護法等の規定により国の行政機関が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（情報提供等記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

【図1】：条例改正等の要否

条例規定事項	種類	改正の要否
①特定個人情報の保護のための措置	書き起こしの条文	条例改正「不要」 (番号法が直接適用(※1))
	一般法の読替えの条文 (番号法第29条)	条例改正「要」(番号法第31条)
②情報提供等記録の保護のための措置	書き起こしの条文	条例改正「不要」 (番号法が直接適用(※1))
	一般法の読替えの条文 (番号法第30条)	条例改正「要」(番号法第31条)
③特定個人情報の利活用のための措置		番号法で規定された事務以外での利用等、個人番号のさらなる利活用を行う場合は条例改正等「要」
④その他		特定個人情報保護評価の第三者点検を個人情報保護審議会の条例で規定する所掌事務に追加列挙する場合「要」(※2)

※1：番号法の規定が直接及ぶ場合にあっても、現行条例の文言が同法と矛盾する場合は考えられる。

※2：本市の場合、神戸市個人情報保護審議会が第三者点検を実施予定(26.5.26答申済)

【図2】：番号法により必要となりうる条例改正(必要な保護措置：図1①②)に関して)

	情報提供等記録以外の 特定個人情報	情報提供等記録
①目的外利用の制限	以下の場合にのみ可能 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき	禁止
②提供の制限	提供できる場合は番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)に規定された場合と同じ(番号法が直接適用)	
③開示・訂正・利用停止請求	本人、法定代理人、任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示・訂正請求を認める。 (※利用停止請求は認めない。)
④利用停止請求事由の追加	番号法に違反する以下の場合について利用停止請求を認める。 ・目的外利用制限違反 ・収集制限・保管制限違反 ・ファイル作成制限違反 ・提供制限違反	利用停止請求を認めない。

⑤開示手数料の減免	経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、開示手数料を減額又は免除できるようにする。	
⑥他の法令による開示の実施との調整	他の法令による開示の実施との調整規定を設けている場合は、かかる規定を適用除外とし、重複を認めるようにする。	
⑦開示・訂正時の移送を行わないこと		開示・訂正決定に際し、他の機関への移送を認めない
⑧訂正の通知先		訂正に係る通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更する。

4 審議スケジュール（予定）

第1回部会 平成26年9月1日(月)

部会運営要綱改正、部会長選出、審議項目

審議：個人情報定義、特定個人情報（情報提供等記録を除く）の保護のための措置＜目的外利用の制限、提供の制限＞

第2回部会 9月下旬頃

審議：情報提供等記録の保護のための措置＜目的外利用の制限、提供の制限＞、電子計算機処理、個人番号の利活用のための措置等

第3回部会 10月中旬頃

審議：特定個人情報の保護のための措置＜開示請求等の請求権者、開示手数料、他の法令による開示の実施との調整等＞

第4回部会 11月上旬頃

審議：その他運用上検討を要する事項、答申（部会）案のとりまとめ

11月下旬～12月頃	個人情報保護審議会（部会報告・答申）
12月頃	「条例改正案」への市民意見の募集
1月頃	個人情報保護審議会（市民意見の募集結果を報告）
2月～	「条例改正案」を2月議会へ提案

5 国の想定スケジュール

- 平成27年10月 個人番号の付番・通知
- 平成28年1月 個人番号カードの交付、個人番号の利用開始
- 平成29年1月 情報提供等ネットワークシステム（国の機関間における連携）、マイ・ポータル運用開始
- 平成29年7月 地方公共団体との連携開始